

マイナンバーカードの普及促進を目指した証明書手数料の減額について

1 目的

デジタル社会の基盤となるマイナンバーカードの普及促進によりデジタル・ガバメントを推進し、市民サービスの向上と行政の効率化を図るため、証明書のコンビニ交付サービス及び区役所等の窓口の交付に係る手数料について、期間を定めて減額措置を講じるもの。

2 事業内容

- ・コンビニ交付で扱う以下の証明書に係る交付手数料を一律 200 円減額する。
- ・区役所等の窓口においても、請求者本人がマイナンバーカードを提示して以下の証明書を請求した場合は、交付手数料を一律 200 円減額する。

対象とする証明書	現行	減額	減額後
(1)住民票の写し	350 円	200 円	150 円
(2)印鑑登録証明書	350 円	200 円	150 円
(3)戸籍全部(個人)事項証明書	450 円	200 円	250 円
(4)市・県民税所得証明書	350 円	200 円	150 円
(5)市・県民税課税証明書	350 円	200 円	150 円

※ (4) (5) は最新年度を含む前 5 年分。

3 実施時期・期間

令和3年12月1日から令和5年3月31日まで

4 効果見込み

- ・マイナンバーカードの新規申請数8% (約 64,000 人) の増加
- ・マイナンバーカードを所持しているメリットを、身近な行政サービスで提供
- ・窓口業務の負担軽減と窓口の混雑緩和

5 その他

申請サポートの実施

- ・各区役所：令和3年10月1日開始
- ・イオンモール浜松市野・浜松志都呂：令和3年12月1日から令和4年3月31日まで
- ・確定申告会場：令和4年2月16日から令和4年3月15日まで